

『不漁魚種からの原材料転換や企業連携等により、 国産水産物由来加工品のマーケットを拡大したい』

水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち 水産加工・流通構造改善促進事業

国産水産物の流通促進と消費拡大を図るため、①加工業者等が行う加工原材料を新たな魚種に転換する取組、②加工業者等が学校給食向け加工品の開発及び低・未利用魚の有効活用等で連携して対処する取組を支援します。

対象となる方

水産加工業者等又はこれらの団体

支援内容

(1) 対象の取組

①魚種転換プロジェクト

漁獲量が減少し入手困難な魚種(スルメイカ、サンマなど)から漁獲量が豊富な魚種等新たな魚種に加工原材料を転換する取組

②連携プロジェクト

加工業者等が他の関係事業者と2者以上で「連携協議会」を組織し、単独では対応が困難な課題に効果的に対応するための取組

(2) 対象経費

市場調査・商談等旅費、コンサルティング経費、プロモーション資材等作成費、加工機器・資材*、流通機器・資材*など

*連携プロジェクトにおける加工機器・資材及び流通機器・資材経費の支援は、

- ・ 学校給食向け加工品の開発、又は低・未利用魚(国、地公体等が資源管理措置の対象としている魚種は除く)への原材料転換・有効活用を図る取組
- ・ 別途実施する「バリューチェーン改善促進事業」(事業実施計画の承認を得た年度に限る。)又は水産庁が認定した「産地水産加工業イノベーションプラン支援事業」(当該プランの認定を受けた翌年度に限る。)を実践する取組

のいずれかの場合に限りです。

(3) 補助率 対象経費の1/2の範囲内

ご利用方法

(1) 国産水産物流通促進センターへ課題提案書を提出。事業評価審査委員会の審査を経て、プロジェクト実施者として選定されます。

(2) 国産水産物流通促進センターの指示に従い、補助金の交付等の手続きを行います。

(3) 本事業の詳細やこれまでの取組実績などは、国産水産物流通促進センターホームページ(<http://www.fish-jfrca.jp/suisan/>)を参照してください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課認証推進班

電話: 03-6744-2350